

【兵庫県灘警察署】道路使用許可申請について

道路使用許可を必要とする行為

道路で次の行為をしようとする者は警察署長の許可を必要となります。

1. 道路で工事・作業をしようとする者（又は工事・作業の請負人）
例：道路工事、搬出入作業、生コン作業等
2. 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
例：足場、仮囲い等
3. 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
4. 都道府県の公安委員会が定めた行為をしようとする者
例：祭礼行事、チラシ配り、防災訓練等

申請に必要な書類等

1. 道路使用許可申請書 2通
 2. 申請箇所及び付近の道路状況が分かる見取り図 2部
 3. 現場の状況及び安全対策等が分かる略図 2部
- ※ 当該提出資料の内容を審査の上、判断します。必要により、別途資料を提出していただくことがあります。

申請手数料

道路使用許可申請手数料 2,000円

(兵庫県収入証紙を事前に購入し、申請書の証紙貼付欄に貼り付けて納付してください。)

申請受付日時・場所

兵庫県灘警察署 2階交通課窓口（交通課交通規制係）

月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分まで（電話番号：078-802-0110）

- ※ 詳細等問い合わせについては上記日時でお願いします。
- ※ 書類審査に時間を要しますので、早めの来庁をお願いします。
- ※ 以下の場合は受付できませんのでご注意ください。
 - ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※ 書面の訂正についての留意事項

道路使用許可の交付後の訂正は認めませんので、間違いがないか確認の上、提出してください。

車庫証明等受取

申請日含め土日祝日除く平日4日目以降（灘署の場合） ※即日許可は出来ません！

問い合わせ先（平日午前9時～午後5時）

兵庫県灘警察署 交通課交通規制係 電話番号：078-802-0110

